

事業の目的

- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
- 【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4
- 【補助基準額】 1施設又は事業所当たり 100千円以内